

高萩・北茨城広域事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和59年6月15日

条例第7号

改正 令和元年10月1日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 職員の給与の種類及び基準については、北茨城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年北茨城市条例第11号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第12号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。